



## ⑥ 養護教諭専門教科問題の解答について（注意）

1. 解答はすべて、別紙のマークシートに記入すること。
2. マークシートは、電算処理するので、折り圭げたり、汚したりしないこと。また、マーク欄はもちろん、余白にも不要なことを書かないこと。
3. 記入は、HBまたはBの鉛筆を使って、ていねいに正しく行うこと。（マークシート右上の記入方法を参照）消去は、プラスチック消しゴムで念入りに行うこと。
4. 名前の記入 名前を記入すること。
5. 教科名の記入 教科名に「養護教諭」と記入すること。
6. 受験番号の記入 受験番号欄に5けたの数で記入したのち、それをマークすること。
7. 解答の記入
  - ア. 小問の解答番号は1から40までの通し番号になっており、例えば、25番を 

25
----

 のように表示してある。
  - イ. マークシートのマーク欄は、すべて1から0まで10通りあるが、各小問の選択肢は必ずしも10通りあるとは限らないので注意すること。
  - ウ. どの小問も、選択肢には①、②、③……の番号がついている。
  - エ. 各問いに対して一つずつマークすること。

（マークシート記入例）

フリガナ	コウベ タロウ
名前	神戸 太郎

教科名	養護教諭
-----	------

数字で記入……

受験番号				
1	2	3	4	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0

小問 番号	解答記入欄										小問 番号	解答記入欄										小問 番号	解答		
	1 - 25											26 - 50												51	
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0	0	0

【1】 次の「学習指導要領」についての問いに答えよ。

(1) 次の文は、「小学校学習指導要領」(平成29年3月 文部科学省)「第9節 体育 第2 各学年の目標及び内容〔第3学年及び4学年〕 2 内容 G 保健」についての記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

体の発育・発達について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 体の発育・発達について理解すること。

(ア) 体は、年齢に伴って変化すること。また、体の発育・発達には、①個人差があること。

(イ) 体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、②体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、③心と体には、密接な関係があること。

(ウ) 体をよりよく発育・発達させるには、④適切な運動、食事、休養及び睡眠が必要であること。

イ 体がよりよく発育・発達するために、課題を見付け、⑤その解決に向けて考え、それを表現すること。

1

(2) 次の文は、「中学校学習指導要領」(平成29年3月 文部科学省)「第7節 保健体育 第2 各学年の目標及び内容〔保健分野〕 1 目標」についての記述である。文中の(ア)にあてはまる適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

1 目標

(1) 個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

(2) 健康についての自他の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、(ア)。

(3) 生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

- ① 傷言の防止について理解を深める
- ② 他者に伝える力を養う
- ③ 危険の予測やその回避の方法を考える
- ④ 心身の機能の発達と心の健康について理解を深める
- ⑤ 欲求やストレスに適切に対処する

2

【2】 次の文は、「高等学校学習指導要領」（平成30年3月 文部科学省）「第6節 保健体育 第2 保健  
2 内容」についての記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

現代社会と健康について、①自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 現代社会と健康について理解を深めること。

(7) 健康の考え方

国民の健康課題や健康の考え方は、国民の健康水準の向上や②疾病構造の変化に伴って変わってきていること。また、健康は、様々な要因の影響を受けながら、③主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。

健康の保持増進には、④健康や安全に関する原則や概念を踏まえた個人の適切な意思決定や行動選択及び環境づくりが関わること。

(イ) 現代の感染症とその予防

感染症の発生や流行には、時代や地域によって違いがみられること。その予防には、個人の取組及び⑤社会的な対策を行う必要があること。

3

【3】 次の文は、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について（通知）」（令和2年6月 文部科学省）において示された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

本来、子供を性被害から守り、被害に遭った時に支えになるのは保護者や周囲の大人だが、家庭内に加害者がいる場合や、①虐待などが生じている家庭もあり、親が子供に何をどのように教えればよいか分からない場合など、家庭がこの機能を②十分に発揮できない場合もある。子供が性被害に遭い、その被害が継続することが、その後の学業や就労を含め、人生に多大な負の影響を与えていることを考えれば、性暴力の加害者や被害者、③傍観者のいずれにもならないよう、④警察との連携がより大きな役割を果たしていくことが求められる。また、被害に遭ったとしても、⑤学業が継続できることも重要である。

4

【4】 次の文は、学校保健に関する法規・法令についての記述である。文中の（ア）～（ウ）にあてはまる適切なものを、それぞれ①～⑤から選び、番号で答えよ。

（1）学校保健安全法 第一条

この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における（ア）に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

- ① 設置者の責務    ② 施設又は設備    ③ 管理運営等    ④ 保健教育    ⑤ 保健管理

5

（2）学校保健安全法施行規則 第八条（一部抜粋）

学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行つたときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。

- 2 校長は、児童又は生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該児童又は生徒の健康診断票を進学先の校長に送付しなければならない。
- 4 児童生徒等の健康診断票は、（イ）年間保存しなければならない。

- ① 二十    ② 十    ③ 五    ④ 三    ⑤ 一

6

（3）学校保健安全法 第二十四条

地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

- 一（ウ）法（昭和三十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者
- 二（ウ）法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

- ① 生活保護    ② 児童福祉    ③ 健康増進    ④ 学校教育    ⑤ 義務教育費国庫負担

7

【5】 次の「学校環境衛生管理マニュアル」（平成30年度改訂 文部科学省）及び「学校環境衛生基準の一部改正について（通知）」（令和4年5月 文部科学省）についての問いに答えよ。

(1) 次の水泳プールに係る学校環境衛生基準における下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

	検査項目	基準
水質	遊離残留塩素	①0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。
	②pH値	5.8以上8.6以下であること。
	大腸菌	検出されないこと
	一般細菌	③検出されないこと。
	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	12mg/L以下であること。
	濁度	④2度以下であること。
	総トリハロメタン	⑤0.2mg/L以下であることが望ましい。

8

(2) 次の文は、照度検査の方法の記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

#### 検査場所

学校の授業中等に、各階1以上の教室等を選び検査を行う。

測定位置は、教室では机上、教室以外では床上①1mを原則とするが、②授業の実態に合わせて適切な測定位置を選ぶことが必要である。

#### 検査方法

○③日本工業規格C1609-1に規定する照度計（一般形A級、一般形AA級又は一般形精密級）を用いて測定する。

○照度計には、④光電池照度計や光電管式照度計がある。なお、長期にわたり使用している場合は、誤差が出る可能性があるため、使用前に正確なものと比較し、補正を行う必要がある。

○黒板の照度を測定する場合には、照度計の受光部の⑤背面を黒板面に密着して照度を測定し、傾斜のある黒板・わん曲している黒板の場合もできるだけ照度計を黒板面に密着させて形状に合わせて測定する。

9

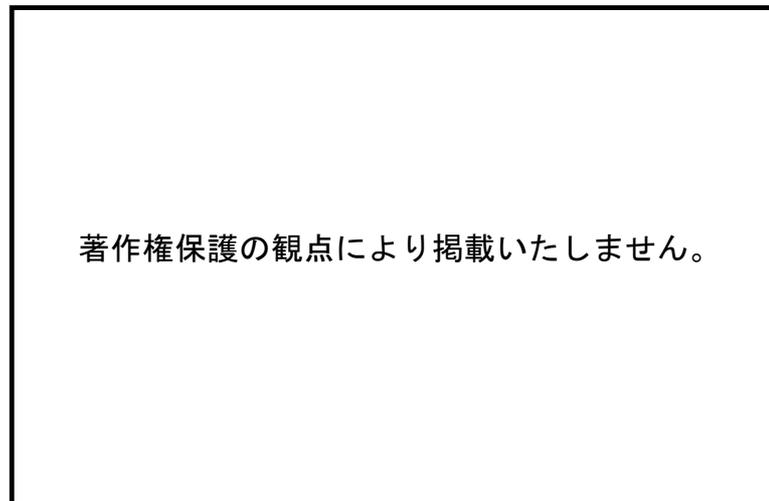
(3) 次の教室の空気の学校環境衛生基準における下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

検査項目	基準
温度	①18℃以上、②28℃以下であることが望ましい。
相対湿度	30%以上、③80%以下であることが望ましい。
気流	④0.5m/秒以下であることが望ましい。
⑥二酸化窒素	6 ppm以下であること。

10

【6】心臓の構造と働きについての問いに答えよ。

(1) 次の図は、心臓を表したものである。図中の（ア）にあてはまる適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。



① 心尖    ② 大動脈    ③ 肺動脈    ④ 上大静脈    ⑤ 肺静脈

11

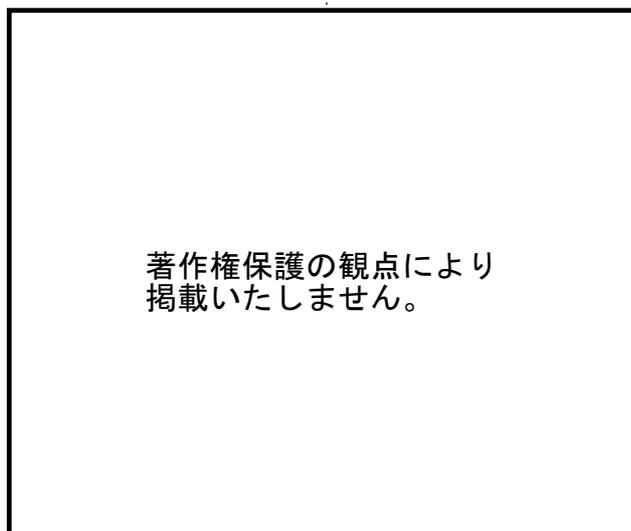
(2) 次の文は、心臓の働きについての記述である。文中の（イ）にあてはまる適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

心臓の拍動には心臓の収縮する時期（収縮期）と弛緩する時期（（イ）期）とがあり、これらを合わせて心周期という。心室の収縮期は約0.3秒であり、（イ）期はこれよりやや長く約0.5秒続く。

① 拡張    ② 興奮    ③ 伝導    ④ 弛緩    ⑤ 逆流

12

(3) 次の図は、心電図の波形を表したものである。(ウ)にあてはまる適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。



① R    ② S    ③ T    ④ P    ⑤ Q

13

【7】 次の文は、滲出性中耳炎についての記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

鼓膜に穿孔がなく、①中耳腔に貯留液があり難聴の原因となるが、耳痛や発熱のない中耳炎である。難聴は「聞き返すことが多い」「呼んでも返事をしない」程度の、軽度～中等度の②感音難聴であるが、両側性の場合も多いために放置されていると日常生活に支障がみられることも多い。低年齢から持続していると③言語発達に遅れがでたり、④情緒面に影響がみられることもある。治療は長期間を要することも多く、薬物治療を含めた⑤保存的治療と、鼓膜換気チューブ留置術がある。鼓膜換気チューブ留置術を受けている場合は、通常の学校生活では特に問題はないが、水泳の場合は注意が必要なこともある。

14

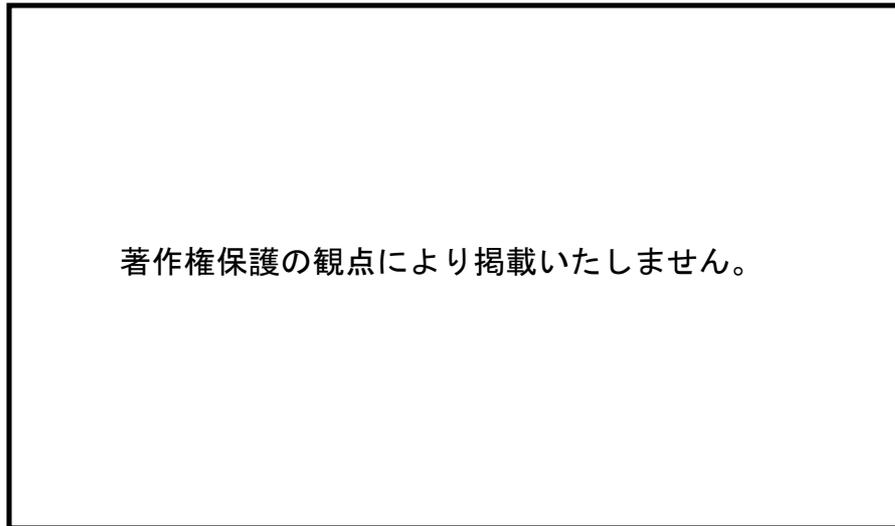
【8】 次の文は、川崎病についての記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～③から選び、番号で答えよ。

主として、4歳以下の乳幼児に起こる原因不明の①炎症性疾患である。発熱、発疹、②結膜の充血、口唇および口の粘膜の発赤、③四肢末端の変化、リンパ節の腫張などを認める病気で、血管の炎症(血管炎)を起こしている症状とされる。最近では、典型的な症状が揃わないために診断と治療が遅れる④不全型に対する注意が向けられており、2019年に診断の手引きが改訂され、できるだけ早期診断し、治療を積極的に行うことが勧められている。一部の患児では心臓に後遺症を残す。もっとも多いのは⑤感染性心内膜炎である。

15

【9】人体のつくりや働きについての問いに答えよ。

(1) 次の図は、脳の構造である。図中の(ア)にあてはまる適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。



- ① 後頭葉    ② 前頭葉    ③ 側頭葉    ④ 小脳    ⑤ 頭頂葉

16

(2) 次の文は、脳についての記述である。文中の(イ)にあてはまる適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

視床下部は、視床の下方に位置する。視床下部は、体温調節、(物質)代謝、食欲、睡眠など、自律機能の最高中枢であり、さらに(イ)の調節とも関係し、ホルモンを産生して下垂体に送っている。

- ① 内分泌    ② 運動    ③ 言語    ④ 視覚    ⑤ 感情

17

(3) 次の文は、脊髄についての記述である。文中の(ウ)にあてはまる適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

脊髄は延髄の下方より続き、脊柱管の中にある。上行性、下行性の神経繊維で構成され、長さは40～50cmで円柱状である。脊髄の下端は、第1から第2腰椎である。脊髄の横断面の中央部に(ウ)がある。(ウ)を囲んで「H」字形の灰白質があり、その周囲を白質が囲む。

- ① 錐体    ② 錐体交叉    ③ 前角細胞    ④ 中心管    ⑤ 神経突起

18

【10】 次の文は、児童生徒等の健康診断における栄養状態の検査についての記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

○検査の意義

・食物の栄養摂取バランスが適切で、体内の組織・器官での①代謝が円滑に行われているかどうかを把握する。

○検査の方法

・皮膚の色や光沢、貧血の有無、②皮下脂肪の状態、筋肉や骨格の発達の程度等について、視診あるいは③触診により検査する。

○検査の判定

・栄養状態についての最終的な評価は、④学校医が総合的に判断して行うものであるが、その判断に際しては、成長曲線、⑤尿検査、貧血検査結果等を検討して、的確な判断を行う。

19

【11】 次の文は、児童生徒等の健康診断における視力検査の判定と事後措置の手順についての記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

(1) ①0.3の視標が②4方向のうち正答が2方向以下の場合「判別できない」とし、「D」と判定する。

(2) ③4方向のうち3方向を正答できれば「正しい判別」と判定し、次に④0.7の視標にうつる。

(3) ⑤0.7の視標で同じく「判別できない」なら「C」と判定、「正しい判別」と判定されれば1.0の視標にうつる。

(4) 1.0の視標で同じく「判別できない」なら「B」と判定、「正しく判別」できれば「A」と判定する。

(5) 児童生徒は、左右どちらか片方でも⑥0.7未満であるものに受診を勧める。

20

【12】 次の文は、児童生徒等の健康診断における皮膚の検査についての記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

(1) 検査会場は、個室あるいは個室に準じた場所を確保する。①肉眼での観察が容易に行えるよう、②照明の明るい部置が望ましい。全身を診察することが多いため、プライバシーに十分配慮する必要がある。

(2) 視診では、③脱毛、色調の異常、④掻破痕、紅斑や色素斑、丘疹や結節の有無などの皮膚の異常を診察する。

(3) 皮疹の硬さ、腫れ方、熱感、皮膚の乾燥の程度などは触診で確認する必要がある。

(4) 皮膚のかゆみや痛みについては⑤問診を行う。慢性じん麻疹では健康診断時には皮疹はないこともあるため、連日のかゆみを訴えるときには症状がなくても取り上げる。

21

【13】 学校における新型コロナウイルス感染症への対応についての問いに答えよ。

(1) 消毒について、文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

物の表面の消毒には、①消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、②0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした③次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用します。

それぞれ、④経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用します。

また、⑤学校薬剤師等と連携することも重要です。

22

(2) 次の文中の（ア）～（エ）にあてはまるものとして適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（ア）分に1回以上、数分間程度、窓を全開する、（イ）方向の窓を同時に開けて行うようにします。換気の状態や適切な換気方法については、必要に応じて学校薬剤師等に相談します。

換気を目安として、（ウ）濃度測定器により（ウ）濃度を計測することも考えられます。学校環境衛生基準では、「（エ）ppm以下が望ましい」と規定されていますが、感染症対策としてより低い値で維持できるように心がけます。

- |   |        |       |              |           |
|---|--------|-------|--------------|-----------|
| ① | (ア) 30 | (イ) 2 | (ウ) 二酸化炭素    | (エ) 1,000 |
| ② | (ア) 60 | (イ) 2 | (ウ) 二酸化炭素    | (エ) 1,000 |
| ③ | (ア) 60 | (イ) 3 | (ウ) 揮発性有機化合物 | (エ) 1,500 |
| ④ | (ア) 30 | (イ) 2 | (ウ) 二酸化炭素    | (エ) 1,500 |
| ⑤ | (ア) 30 | (イ) 3 | (ウ) 揮発性有機化合物 | (エ) 1,500 |

23

【14】 学校において予防すべき感染症についての問いに答えよ。

(1) 次の文は、溶連菌感染症についての記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 病原体は、主にA群溶血性レンサ球菌である。
- ② 潜伏期間は2～5日、膿痂疹（とびひ）では7～10日である。
- ③ 感染経路は、飛沫感染、接触感染である。適切な抗菌薬療法にて24時間以内に感染力は消失する。
- ④ 症状・予後は、上気道感染では発熱と咽頭痛、咽頭扁桃の腫脹や化膿、頸部リンパ節炎であり、治療が不十分な場合は、リウマチ熱や急性糸球体腎炎を併発する場合がある。
- ⑤ ワクチンによる予防が可能である。

24

(2) 次の文は、麻疹についての記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ・麻疹の症状の典型例では、臨床的に、①カタル期、発しん期、回復期に分けられる。①カタル期には眼が充血し、涙やめやにが多くなる、②咳、鼻水などの症状と発熱がみられ、口内の頬粘膜にコプリック斑という特徴的な③紅斑を伴う水疱が見られるのが診断のポイントである。
- ・熱が一旦下がりかけ、再び高熱が出てきたときに赤い発しんが生じて発しん期になる。発しんは耳の後ろから顔面にかけて出始め、身体全体に広がる。赤い発しんが消えた後に④褐色の色素沈着が残るのが特徴である。
- ・発熱は発しん出現後3～4日持続し、通常7～9日の経過で回復するが、重症な経過をとることもあり、急性脳炎は発症1,000人に1～2人の頻度で生じ、脳炎や肺炎を合併すると生命の危険や後遺症のおそれもある。
- ・治療は一般的には⑤有効な治療薬はなく、対症療法が行われる。

25

【15】 救急処置についての問いに答えよ。

(1) 次の文は、きずの手当の基本についての記述である。文中の(ア)にあてはまる適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

出血が少ない場合は、土や砂などで汚れたきず口をそのままにしておくと、破傷風や(ア)などの危険があるほか、化膿したり、きずの治りに支障をきたす場合があります。速やかに水道水などの清潔な流水で、きず口の汚れを洗い流します。出血が多い場合は、きずをきれいにするよりも止血を優先します。

- ① ガス壊疽    ② 過換気症候群    ③ 運動麻痺    ④ 重症熱性血小板減少症候群    ⑤ 敗血症

26

(2) 次の文は、熱傷の救急処置についての記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ・1度、2度の熱傷で範囲が狭いときは、冷たい水や水道水で①痛みが取れるまで冷やす。
- ・水泡ができているときは、②水泡をつぶさないように、蛇口から勢いよく出ている水道水などを直接熱傷部にあてることを避ける。
- ・熱傷部が衣類で覆われている場合は、③衣服を脱がせてから急いで冷やす。
- ・熱傷の範囲が広い場合、全体を冷却し続けることは、体温をひどく下げる危険性があるので、④10分以上広範囲を冷却することは避けて手当をする。
- ・医師の診療の妨げとなるため、⑤軟膏、泊、消毒薬はぬらないこと。

27

(3) 次の文は、大腿骨の骨折の特徴となる症状と手当についての記述である。文中の(ウ)にあてはまる適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ・傷病者は激痛を訴え、立つことができない。
- ・受傷側は健側と比べると短く、足先が外側にねじれていることが多い。
- ・足の指は動かせても、かかとを上げることができない。
- ・副子を外側と内側から当て、骨折部の上下から固定する。
- ・外側の副子は、(ウ)までの長さのものを用いる。

- ① 殿部から足の先    ② わきの下から足の先    ③ 殿部からかかとの先  
④ わきの下から膝    ⑤ わきの下から足首

28

(4) 次の表は、熱傷のけがの深さについての記述である。表中の(エ)～(キ)にあてはまるものとして適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

程度	障害組織	外観
1度	(エ)	皮膚の色が赤くなる。
2度	(オ)	皮膚は、腫れぼったく赤くなり、水ぶくれになることもある。
3度	(カ)	皮膚は、(キ)、かたく、弾力性がなく、蒼白になり、場所によってはこげている。

- ① (エ) 表皮層 (オ) 皮下組織 (カ) 基底層 (キ) けいれんし  
 ② (エ) 角質層 (オ) 真皮層 (カ) 皮下組織 (キ) けいれんし  
 ③ (エ) 表皮層 (オ) 真皮層 (カ) 皮下組織 (キ) 乾いて  
 ④ (エ) 表皮層 (オ) 皮下組織 (カ) 基底層 (キ) 乾いて  
 ⑤ (エ) 角質層 (オ) 真皮層 (カ) 皮下組織 (キ) 乾いて

【16】 次の「学校におけるがん教育の在り方について 報告」（平成27年3月 「がん教育」の在り方に関する検討会）についての問いに答えよ。

（1） がん教育の目標について、文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

ア がんについて正しく理解することができるようにする。

がんが①身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診等について関心をもち、正しい知識を身に付け、適切に対処できる②資質や能力を育成する。また、がんを通じて③様々な病気についても理解を深め、健康の保持増進に資する。

イ 健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする。

がんについて学ぶことや、④がんと向き合う人々と触れ合うことを通じて、自他の健康と命の大切さに気付き、自己の在り方や生き方を考え、⑤共に生きる社会づくりを目指す態度を育成する。

30

（2） 学校における保健指導について、文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

個別の保健指導の目的は、個々の児童生徒の心身の健康課題の解決に向けて、自分の健康課題に気付き、①理解と関心を深め、自ら積極的に解決していこうとする②自己解決能力の育成を図るために行われるものである。

保健指導実施上の留意点は、

・指導の目的を確認し、③発達段階に即した指導内容に努め、学級担任等との共通理解を図っておくことが大切である。

・家庭や④地域社会との連携を図りながら実施する。

・教科等及び⑤特別活動の保健の指導と関連を図っていくことが重要である。

31

【17】 次の問いに答えよ。

(1) 次の文は、健康観察についての記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ・学校における健康観察は、学級担任や①養護教諭が中心となり、教職員との連携の下に実施すべきものであることから、全教職員が健康観察の意義と重要性を理解し共通認識のもとに実施できるようにすることが重要である。
- ・児童生徒等は、自分の気持ちを言葉でうまく表現できないこともあり、心の問題が②顔の表情や行動に現れたり、頭痛・腹痛などの身体症状となって現れたりすることもあるため、きめ細やかな観察が必要である。
- ・心の健康課題が疑われる場合でも、まず、③身体的な疾患があるかないかを見極めてから対応することが大切である。
- ・「④心に現れるサイン」・「行動や態度に現れるサイン」・「⑤対人関係に現れるサイン」の3観点から、健康観察ができるようにする。

32

(2) 次の文は、保健室経営計画についての記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

①保健体育審議会答申（平成20年1月）では、学校保健関係者の役割の明確化、校内外の②組織体制づくりの二点に焦点を当て、具体的な提言がなされた。その中で子供の健康づくりを効果的に推進するために、学校保健活動の③センター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められた。保健室経営計画については、「保健室経営計画とは、当該学校の④教育目標及び学校保健目標などを受け、その具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画である」と述べている。

学校教育の基盤となる児童生徒等の健康や安全を確保するには、全職員が相互に連携していくことが重要である。そのためには、⑤課題解決型の保健室経営計画を立て児童生徒の心身の健康づくりを効果的に進めていくことが必要である。

33

【18】 次の文は、学級（ホームルーム）活動における保健の指導についての記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

学習指導要領では、小学校及び中学校でいずれの学年においても、高等学校で入学から卒業までを見通して取り扱う内容が三つの活動に分類されているが、その中でも、「(2) ①身の回りの整理や学習への適応と②自己の成長及び健康安全」については、養護教諭が心身の健康課題に関して③自校の実態を把握していることから、その④専門性を生かして指導することができるものである。学級（ホームルーム）活動は、担任による指導が原則であるが、こうした内容については、養護教諭が効果的な指導が行えるように担任と連携を図っていくためにも、担任が⑤年間指導計画を作成する際には、養護教諭が適宜助言する等、協力体制を確立していく必要がある。

34

【19】 次の文は、個別の保健指導の進め方についての記述である。文中の（ア）にあてはまる適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

個別の保健指導に関する校内組織体制づくりについては、教職員等で共通理解を図り役割分担をして進めていくことが必要である。

学校医、学校歯科医及び（ア）については、学校保健安全法施行規則（職務執行の準則）において保健指導に従事することが規定されており、専門家の積極的な参画が求められている。

- ① スクールソーシャルワーカー      ② 特別支援教育コーディネーター      ③ 保健主事  
④ 学校薬剤師      ⑤ スクールカウンセラー

35

【20】 次の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂 日本学校保健会）についての問いに答えよ。

(1) 食物アレルギーの各病型の特徴について、文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

1. 即時型

食物アレルギーの最も典型的な病型です。原因物質を食べて①30分以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまで様々です。ほとんどはIgE抗体が関係します。

2. 口腔アレルギー症候群

口腔アレルギー症候群はIgE抗体が関係する②口腔粘膜のみのアレルギー症状を指しますが、花粉-食物アレルギー症候群のことがほとんどです。シラカバやハンノキやブタクサなどの花粉のアレルギーがある児童生徒等がそれらの花粉抗原と③構造が似た物質を含む生の果物や野菜を食べたときに、食後④5分以内に口腔内の症状が誘発されます。

3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

特定の食べ物を食べた後に運動することによってアナフィラキシーが誘発される病型です。⑤IgE抗体が関係します。

36

(2) 次の文は、アレルギー症状を認めたり、原因食物を食べてしまった等の場合の対応についての記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

発見者は、児童生徒等から目を離さずに、助けを呼び、人を集めます。集まった人にエピペン®と①AED等を持ってくるように指示をします。緊急性の高いアレルギー症状があるかどうかの判断を②3分以内に行います。緊急性の高いアレルギー症状があると判断した場合の対応は、以下の3点です。

- ・ただちにエピペン®を使用する。
- ・③救急車を要請する。
- ・④その場で安静にする。

児童生徒等が呼びかけに反応がなく、⑤呼吸がなければ心肺蘇生法を行います。

37

(3) 次の事例について、文中の(ア)にあてはまる適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

著作権保護の観点により掲載いたしません。

養護教諭は、学級担任からの相談を受け成長曲線を確認し、本人の体の変化や身長・体重発育曲線の状況から児童本人が(ア)かもしれないと考え、今後の対応について管理職、学級担任と相談し、必要があれば学校医による健康相談を実施することを検討した。

(ア)の診断は、女子では①7歳6か月までに乳房がふくらみ始める、②8歳までに陰毛、わき毛が生える、10歳6か月までに初経(生理)が始まるなどに注意する。

- ① 思春期早発症      ② 症候性肥満      ③ 甲状腺機能低下症  
④ 月経前症候群      ⑤ 起立性調節障害

【21】 次の（１）、（２）の文は、不登校への対応についての記述である。文中の下線部のうち、適切でないものを①～⑤からそれぞれ選び、番号で答えよ。

（１）不登校の背景

不登校生の背景には、①家庭環境の問題、②虐待、友人関係のもつれやいじめ等の③心理社会的要因のほか、統合失調症などの精神疾患、発達障害と関連した学校生活への不適應などの④環境要因が関与していることが稀ではない。近年、広汎性発達障害の子供の不登校に占める割合が校種を問わず多いことが明らかになった。このように、不登校には様々なケースがあることを念頭に置き、多方面から情報を収集し、その⑤背景の理解に努めることが対応に当たって不可欠であり、児童生徒が必要とする支援につなげることが大切である。

39

（２）再登校に向けた介入

不登校の背景がある程度明らかになった後は、①家庭訪問や保護者を介して児童生徒と意思疎通を図ることが重要である。その際、本人の抱える悩み、家族・友人関係、発達障害の有無などを考慮しながら面接や話し合いを続け、②教師にとって無理のないペースで介入を進める必要がある。

再登校に向けた働きかけを開始する時期や方法は、不登校の背景によって大きく異なるのが常である。そのため児童生徒によっては、③受容的な面接を通じて自然に再登校の意欲がわくまで待つという対応が、かえって再登校の機会を逃ざける場合があることに注意する必要がある。

高校生の不登校に対しては、登校することにこだわらず生徒に適した④進路変更も含めた相談を進め、⑤引きこもりにならないように関係機関との連携も積極的に取り組んでいく必要がある。

40